

高松市学校結核対策審議会条例

(設置)

第1条 市内の小学校及び中学校（県立学校を除く。以下「学校」という。）における児童生徒等の結核対策を推進するため、高松市教育委員会（以下「委員会」という。）に、高松市学校結核対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童生徒及び教職員の結核健康診断の実施状況並びにその結果に関すること。
- (2) 精密検査対象となる児童生徒の管理方針に関すること。
- (3) 結核患者発生時の対策に関すること。
- (4) 地域と連携した学校の結核管理方針に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校における結核対策に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 結核医療に関し専門的知識を有する医師
- (2) 学校医
- (3) 関係医師会から推薦された医師
- (4) 市保健所長
- (5) 学校の校長及び養護教諭

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員会の職員のうちから、委員会が任命する。
- 3 幹事は、審議会に出席し、調査審議事項について意見を述べるができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この条例による最初の審議会の会議及び委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、委員会が招集する。